# 富良野市新規就業移住支援金等交付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 富良野市は、富良野市総合計画に基づき、市内中小企業等において次代を担う人材の確保及び就職に伴う移住・定住の促進に寄与することを目的とし、人口減少及び少子高齢化に伴う市内産業の人材不足解消と移住者の経済的負担軽減を早期に実現するため、富良野沿線地域以外の市区町村から富良野市に移住した者が交付要件を満たした場合に、新規就業移住支援として新規就業新生活応援ギフト及び新規就業移住支援金を予算の範囲内で交付することとし、必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者等 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるもの)、社会福祉法人、学校法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る。)、商工会議所、商工会、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、農業協同組合、個人農業者並びに市長が特に認めるもの
  - (2) 富良野沿線地域 中富良野町、上富良野町、南富良野町及び占冠村
  - (3) 永住者 入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)において定めるもの
  - (4) 定住者 入国管理及び難民認定法において定めるもの
  - (5)特別永住者 入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)において定めるもの

(事業の内容)

- 第3条 富良野市新規就業移住支援金等交付事業(以下「本事業」という。)の内容は、次のとおりとする。
  - (1)新規就業新生活応援ギフトとしてふらの市内共通商品券(以下「商品券」という。)の交付
  - (2) 新規就業移住支援金(以下、「支援金」という。) の交付
- 2 前項に掲げる本事業の交付年度及び回数は次のとおりとする。
  - (1) 商品券の交付 移住を確認した年度一回に限る。
  - (2) 支援金の交付 通算する3年度を限度とし、各年度一回とする。

(支援金交付金額)

- 第4条 前条第1項に掲げる交付金額は、次のとおりとする。
  - (1) 商品券 10万円相当分
  - (2) 支援金 10万円
  - (3) 支援金加算額 申請日において、次に掲げる事項に該当する場合は、同項第2項の支援金

にそれぞれ加算する。

ア 特定業種加算 地域で特に人材が不足していると市長が認めた次表に掲げる業種を主に営む富良野市内中小企業者等に就業する場合は、10万円を加算する。なお、対象となる業種は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる中分類又は小分類単位で特定する。

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業(設備工事業を除く)
- 08 設備工事業
- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 49 郵便業 (信書便事業を含む)
- 75 宿泊業
- 81 学校教育 のうち 811 幼稚園 819 幼保連携型認定こども園
- 83 医療業 のうち 835 施術業 836 医療に附帯するサービス業 を除く
- 85 社会保険·社会福祉·介護事業
- 88 廃棄物処理業
- イ 世帯加算 同条第3号ウの対象となる者以外の世帯員を帯同して移住する場合は、10万 円を加算する。
- ウ こども加算 申請日において年齢が 18 歳以下 (18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了していない者。以下同じ。)の世帯員を帯同して移住する場合は、18 歳以下の者一人につき 10 万円を加算する。

#### (対象者要件)

- 第5条 次の第1号から第3号の要件に該当し、世帯加算、こども加算を申請する場合にあたっては第4号の要件を満たす者(以下「交付対象者」という。)を、商品券及び支援金(以下「支援金等」という。)の交付の対象とする。
  - (1) 交付対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請日において年齢が 49 歳以下であること。ただし、特定業種加算又はこども加算の要件を満たす者は、申請日で年齢が 65 歳以下 (65 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了していない者。以下同じ。) であれば、申請することができる。
- イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、 定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 富良野市 UII ターン新規就職支援事業における移住支援金の交付対象ではないこと。
- エ 官公庁等に勤務する者又はその被扶養者ではないこと。
- オ 生活保護法の規定による扶助や支援を受けていないこと。
- カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- キ 申請日において市区町村税を滞納していないこと。(富良野市へ移住する直前に居住

していた市区町村における市区町村税の滞納を含む。)

- ク 富良野市で、居住、就労し続ける意思を有していること。
- ケーその他市長が支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。

# (2)移住に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

富良野市に転居する直前の 23 ヵ月以上、富良野沿線地域以外の市区町村に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、富良野市又は富良野沿線地域から住民票を移さずに大学等の高等教育機関へ通学した後、富良野市内へ転居しており、書面等によりそれを確認できる場合(以下「Uターン」という。)は、この限りでない。

- (ア) 富良野市に転入(住民登録)したこと。
- (イ) 転入前23ヵ月以上の期間に渡って、富良野市に住民登録されていなかったこと。

# (3) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 次の条件を満たす富良野市内にある中小企業者等に就業していること。

- (ア) 富良野市内において主たる事務所がある法人(支店登記を含む。)又は個人事業者。
- (イ) 富良野市が運営するしごと情報提供サイト「フラノジョブスタイル」に、企業情報 又は求人情報が掲載されている。
- (ウ) 雇用保険の適用事業主である。
- イ 採用面接の申込等が上記サイトに該当事業所が掲載された日以降であること。
- ウ 当該事業所と雇用契約を結んでいること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更等ではなく、新規の雇用であること。
- オ 就業者にとって2親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではないこと。
- カ 当該事業所において、取締役などの経営を担う職務として従事しないこと。
- キ 1週間の所定労働時間が 20 時間以上であって1年を超える期間の雇用契約に基づいて対象事業所に就業し、申請時において在職していること。ただし、雇用期間が1年以内であっても、それが試用期間、又は病気等のやむを得ないものと市長が特に認める事情であって、就業規則、雇用契約書等において、契約期間満了時にその契約が「更新される旨」又は「更新される場合がある旨」が明示されている場合はこの限りではない。
- ク 富良野市内の事業所に在籍し勤務すること。
- ケ 対象就業先が官公庁等ではないこと。
- コ 当該事業所に、3年以上継続して勤務する意思を有していること。

- (4) 世帯に関する要件(世帯加算、こども加算を申請する場合に限る。) 交付対象者を含む全ての世帯員がいずれも次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 富良野市に転入(住民登録)していること。
  - イ 転入前及び本事業の申請日において、同一世帯に属していること。
  - ウ 官公庁等に勤務する者又はその被扶養者ではないこと。
  - エ 生活保護法の規定による扶助や支援を受けていないこと。
  - オ 暴力団等の反社会勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - カ 申請日において市区町村税を滞納していないこと。(富良野市へ移住する直前に居住 していた市区町村における市区町村税の滞納を含む。)
  - キ その他市長が支援金の対象として不適切と認めた者でないこと。

# (申請)

- 第6条 支援金等の交付を受けようとする者(世帯加算を申請する場合は申請者を含む世帯員いずれも。以下「申請者」という。)は、富良野市への転入日(住民登録日)、又はUターン、又は対象事業所での就業開始日のいずれか早い日から6ヵ月以内に、次に掲げる全ての書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 新規就業移住支援金等交付事業申請書(別記第1号様式)
  - (2) 新規就業移住支援金等交付事業に関する誓約及び同意書(別記第2号様式)
  - (3) 新規就業移住支援金等交付事業に関する就業証明書(別記第3号様式)
  - (4) 新規就業移住支援金等交付事業に関する就業先承諾書(別記第4号様式)
  - (5) 前条第1号から第3号の要件を満たすことを証する書類
  - (6) 世帯加算、こども加算を申請する場合にあっては、前条第4号の要件を満たすことを証する書類
- 2 支援金に限っては、毎年度1回、通算して3回申請することができるものとし、2回目以降の交付を受けようとする者は、申請日に第5条第1号イからケ及び第2号、第3号の全ての要件に該当し、同条第4号の世帯加算、こども加算を申請する場合にあたっては、富良野市への転入日(世帯員全員の転入日が異なる場合は、最も遅い日とする。)又は対象事業所での就業開始日のいずれか遅い日(Uターンの場合は、就業開始日とする。)から起算して、1年(3回目の申請の場合は2年)経過した日から3ヵ月以内又はその年度の2月末日のいずれか早い日までに、前項第1号及び第2号に規定する書類を市長に提出しなければならない。なお、1回目の申請日が、富良野市への転入日又は就業開始日のいずれか遅い日の翌年度4月1日以降である場合は、交付決定日から起算して、1年(3回目の申請の場合は2年)経過した日から3ヵ月以内又はその年度の2月末日のいずれか早い日までに申請しなければならない。

## (交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金等を交付することが適当と認められるときは次の第1号及び第2号に掲げる書類、不適当と認める場合は第3号に掲げる書類を速やかに当該申請者に交付する。

- (1) 新規就業移住支援金等交付決定通知書(別記第5号様式)
- (2) 新規就業新生活応援ギフト交付依頼書(別記第6号様式)
- (3) 新規就業移住支援金等交付非該当通知書(別記第7号様式)
- 2 市長は、支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると 認めたときは、条件を付すことができるものとする。

### (支援金等の交付)

- 第8条 交付決定された者(以下「交付決定者」という。)は、前条の交付決定後において、請求 書(別記第8号様式)を市長へ提出しなければならない。
- 2 商品券の交付において、申請者は、前条第1号及び第2号に規定する書類の発行日から3ヵ 月以内又は発行年度の年度末のいずれか早い時期までに、前条第2号の書類を富良野商工会議 所又は山部商工会に持参し、商品券を受領するものとする。
- 3 商品券の交付及び請求に関しては、富良野市、富良野商工会議所及び山部商工会が協議して 定め、書面において協定を交わすものとする。
- 4 市長は、前項の届出に基づき、支援金の交付を行う。
- 5 支援金等の交付は、事業趣旨に基づき、移住に伴う経済的負担の早期軽減を目的としていることから、一括で交付することができる。

### (再交付の決定及び通知)

- 第9条 交付決定者が第7条に規定する通知を紛失等の理由により再交付を必要とするときは、「新規就業移住支援金決定通知書等再交付願(別記第9号様式)(以下「再交付願」という。)」を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、再交付願の提出があった場合は、第7条に規定する書類を、再交付するものとする。

### (調査)

第 10 条 市長は、事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認められるときは、交付決定者並びに対象事業所に対して、本事業に関する報告及び調査を求めることができる。

### (交付の取下げ)

- 第 11 条 交付決定者は、次の各号に該当する場合、速やかに報告するとともに、新規就業移住 支援金等交付事業交付決定取下申出書(別記第 10 号様式)を市長へ提出しなければならない。
  - (1) 第5条に規定する対象者の要件に該当しなくなった場合
  - (2) 支援金の申請日から1年以内に富良野市から転出した場合
  - (3) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

## (交付決定の取消し)

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるもののほか、本事業の交付決定の内容又はこ

の要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、交付決定を取消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情により就業が困難な状況があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 第10条に定める調査及び報告に応じない場合
- (3) 第11条に規定する書類の提出があった場合
- 2 市長は、前項による交付決定の取消しをした場合、新規就業移住支援金等交付事業交付決定 取消通知書(別記第11号様式)を交付決定者に通知する。

## (支援金等の返還)

- 第 13 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合、次の各号に基づき、交付した 商品券相当額分の現金の全部若しくは支援金の一部又は全部又はその両方の返還を請求する ものとする。
  - (1) 商品券相当額分の現金の全部と支援金の全部の両方の返還
    - ア 虚偽の申請をした場合
    - イ 前条に定める報告及び調査に応じない場合
    - ウ 支援金の申請日から3ヵ月を満たずに富良野市から転出した場合
    - エ 支援金の申請日から3ヵ月を満たずに支援金の要件を満たす職を辞した場合
  - (2) 支援金の全部の返還
    - ア 支援金の申請日から3ヵ月を超えて1年以内に富良野市から転出した場合
    - イ 支援金の申請日から3ヵ月を超えて1年以内に職を辞した場合
  - (3) 支援金の半額の返還
    - ア 支援金の申請日から9ヵ月を超えて1年以内に富良野市から転出した場合
    - イ 支援金の申請日から9ヵ月を超えて1年以内に支援金要件を満たす職を辞した場合

(その他)

第14条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日より前に富良野市に 転入した者については、改正後の富良野市新規就業移住支援金等交付事業実施要綱の規定にかか わらず、なお従前の要綱の第6条第1項の規定を適用するものとする。